

令和8年度前期

国家試験

技能検定受検案内

(技能五輪岐阜県予選参加案内)

技能検定は、働く人々の有する技能を一定の基準によって検定し、証明する技能の国家検定制度であり、働く人々の技能と地位の向上を図ることを目的として、職業能力開発促進法に基づき実施されています。

合格者には、特級、1級及び単一等級については厚生労働大臣名、2級、3級については岐阜県知事名の合格証書が交付され、技能士の称号が与えられます。

令和8年度前期技能検定実施日程

受検申請 受付期間		令和8年4月6日(月)～4月17日(金) (土曜日・日曜日を除く9:00～16:00)	
実技試験	問題公表	令和8年 6月 3日(水)	受検者に送付します。
	実施日	★令和8年 6月 10日(水)から " 8月 9日(日)まで ----- 令和8年 6月 10日(水)から " 9月 9日(水)まで ※機械加工関連職種は3頁参照	試験の日時、会場は決定次第(6月ごろ) 受検票で通知します。 ※試験の日時・会場は、 <u>受検者の都合で変更できません。</u>
学科試験	★令和8年 7月 12日(日) ----- " 8月 23日(日) " 8月 30日(日) " 9月 6日(日) ※各職種の学科試験の日程は1～3頁参照		
合格発表	★令和8年 8月 28日(金) ----- 令和8年10月 2日(金)	合格者にはハガキで通知されます。	

★印は金属熱処理を除く3級職種が対象となります。

〈問い合わせ先〉

岐阜県職業能力開発協会 検定一課

〒509-0109 各務原市テクノプラザ1-18
TEL (058)260-8686 FAX (058)260-8690
<https://www.gifu-shokunou.or.jp>

個人情報の保護について

- 1 当協会は、技能検定に関連して皆様よりご提供いただいた個人情報について、個人情報保護に関する法律・規範を遵守し、慎重かつ適切に取り扱います。
- 2 当協会が保有する個人情報は、技能検定実施に協力する関係業種団体等共同で利用する場合があります。
- 3 個人情報については、あらかじめ本人から希望しない旨のお申し出があった場合を除き、技能検定に関する資料や講習案内等を送付するために利用することがあります。

万が一このことに了承いただけない場合は、別途申請様式をお送りさせていただきますので、下記番号までご連絡ください。

岐阜県職業能力開発協会 検定一課
TEL:058-260-8686

《試験の中止・順延のお知らせ方法について》

技能検定の実施日において、天災・地変の発生等により試験の実施が困難な場合、試験を中止または順延する可能性があります。中止または順延する場合は、当協会（岐阜県職業能力開発協会）のホームページにて告知いたしますので、ご確認ください。

【岐阜県職業能力開発協会ホームページ】

<https://www.gifu-shokunou.or.jp>

↑新着情報や中止・順延のお知らせ等はこちら

1 実施職種および受検手数料

1級、2級および単一等級は次のとおりです。

(35職種58作業)

等級	職種名	作業名	職種コード	作業コード	受検手数料標準額(円) ※非課税		実技試験			学科試験日							
					実技	学科	製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	8/23(日)		8/30(日)		9/6(日)			
										午前	午後	午前	午後	午前	午後		
1級	園芸装飾	室内園芸装飾作業	103	010	18,200	3,100	○								○		
	造園	造園工事作業	062	010	18,200	3,100	○	○			○						
	鋳造	鋳鉄鋳物鋳造作業	003	010	18,200	3,100	○								○		
2級	金属熱処理	一般熱処理作業	005	010	18,200	3,100	○1級のみ	○2級のみ 8/30	○8/23	○							
		浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業		020	18,200	3,100	○1級のみ	○2級のみ 8/30	○8/23	○							
2級	金属熱処理	高周波・炎熱処理作業	005	030	18,200	3,100		○8/30	○8/23	○							
1級	機械加工	普通旋盤作業	006	010	18,200	3,100	○						○				
		数値制御旋盤作業		200	18,200	3,100	○			○8/30			○				
		フライス盤作業		040	18,200	3,100	○						○				
		数値制御フライス盤作業		210	18,200	3,100	○				○8/30			○			
		平面研削盤作業		120	18,200	3,100	○							○			
		円筒研削盤作業		130	18,200	3,100	○								○		
		ホブ盤作業		150	18,200	3,100	○								○		
		マシニングセンタ作業		230	18,200	3,100			○		○8/30				○		
		精密器具製作作業		240	18,200	3,100	○								○		
		2級		非接触除去加工	数値制御形彫り放電加工作業	183	020	18,200	3,100	○			○1級のみ 9/6				
ワイヤ放電加工作業	030		18,200		3,100		○			○1級のみ 9/6					○		
レーザー加工作業	040		18,200		3,100		○								○		
2級	金属プレス加工	金属プレス作業	007	010	18,200	3,100	○		○8/23	○							
1級	建築板金	内外装板金作業	122	010	18,200	3,100	○									○	
		仕上げ		治工具仕上げ作業	010	18,200	3,100	○								○	
				金型仕上げ作業	012	18,200	3,100	○								○	
				機械組立仕上げ作業	030	18,200	3,100	○								○	
2級	切削工具研削	工作機械用切削工具研削作業	146	010	18,200	3,100	○								○		
2級	ダイカスト	コールドチャンバダイカスト作業	014	020	18,200	3,100	○			○8/30			○				
	電子機器組立て	電子機器組立て作業		015	010	18,200	3,100	○						○			
2級	産業車両整備	産業車両整備作業	166	010	18,200	3,100	○					○					
	建設機械整備	建設機械整備作業		068	010	18,200	3,100	○			○8/30			○			

※2級受検者の実技試験手数料の減額については、4頁のフローチャートをご参照ください。
 なお、受検票でお知らせする試験日程は原則変更することができません。
 ※実技試験の内容(概要)については、当協会ホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

等級	職種名	作業名	職種コード	作業コード	受検手数料標準額(円) ※非課税		実技試験			学科試験日					
					実技	学科	製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	8/23(日)		8/30(日)		9/6(日)	
										午前	午後	午前	午後	午前	午後
1級	家具製作	家具手加工作業	124	010	18,200	3,100	○							○	
		家具機械加工作業		020	18,200	3,100	○							○	
	建具製作	木製建具手加工作業	125	010	18,200	3,100	○							○	
	印刷	オフセット印刷作業	035	020	18,200	3,100	○							○	
	プラスチック成形	射出成形作業	037	020	18,200	3,100	○				○				
		真空成形作業		040	18,200	3,100		○ 9/6	○ 9/6		○				
	強化プラスチック成形	手積み積層成形作業	098	010	18,200	3,100	○								○
	石材施工	石張り作業	150	020	18,200	3,100	○								○
		石積み作業		030	18,200	3,100	○								○
	とび	とび作業	040	010	18,200	3,100	○					○			
	左官	左官作業	041	010	18,200	3,100	○							○	
	ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	043	010	18,200	3,100	○								○
	タイル張り	タイル張り作業	044	010	18,200	3,100	○								○
	畳製作	畳製作作業	045	010	18,200	3,100	○							○	
2級	防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業	086	020	18,200	3,100	○					○			
		シーリング防水工事作業		070	18,200	3,100	○					○			
内装仕上げ施工		プラスチック系床仕上げ工事作業	152	010	18,200	3,100	○					○			
		鋼製下地工事作業		030	18,200	3,100	○					○			
		ボード仕上げ工事作業		040	18,200	3,100	○					○			
		化粧フィルム工事作業		070	18,200	3,100	○					○			
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業	102	010	18,200	3,100	○				○					
表装	壁装作業	059	020	18,200	3,100	○							○		
塗装	建築塗装作業	060	020	18,200	3,100	○				○					
			金属塗装作業	030	18,200	3,100	○				○				
			噴霧塗装作業	050	18,200	3,100	○				○				
フラワー装飾	フラワー装飾作業	119	010	18,200	3,100	○								○	
単一	路面標示施工	溶融ペイントハンドマーカール作業	144	010	18,200	3,100	○								○

※2級受検者の実技試験手数料の減額については、4頁のフローチャートをご参照ください。
 なお、受検票でお知らせする試験日程は原則変更することができません。
 ※実技試験の内容(概要)については、当協会ホームページに掲載しておりますので、
 そちらをご確認ください。

3級は次のとおりです。

等級	職種名	作業名	職種コード	作業コード	受検手数料標準額(円) ※非課税		実技試験			学科試験日				
					実技	学科	製作等 作業試験	判断等 試験	計画立案等 作業試験	7/12(日)		8/23(日)		
										午前	午後	午前	午後	
3級	園芸装飾	室内園芸装飾作業	103	010	18,200	3,100	○				○			
	造園	造園工事作業	062	010	18,200	3,100	○	○				○		
	鑄造	鑄鉄鑄物鑄造作業	003	010	18,200	3,100	○	○				○		
	金属熱処理	一般熱処理作業	005	010	18,200	3,100		○ 8/30	○ 8/23				○	
		浸炭・浸炭窒化・窒化処理作業		020	18,200	3,100		○ 8/30	○ 8/23				○	
		高周波・炎熱処理作業		030	18,200	3,100		○ 8/30	○ 8/23				○	
	機械加工	普通旋盤作業	006	010	18,200	3,100	○					○		
		数値制御旋盤作業		200	18,200	3,100	○					○		
		フライス盤作業		040	18,200	3,100	○					○		
		平面研削盤作業		120	18,200	3,100	○					○		
		マシニングセンタ作業		230	18,200	3,100	○					○		
	仕上げ	機械組立仕上げ作業	012	030	18,200	3,100	○					○		
	機械検査	機械検査作業	013	010		3,100						○		
	電子機器組立て	電子機器組立て作業	015	010	18,200	3,100	○					○		
	シーケンス制御	シーケンス制御作業	184	010	18,200	3,100	○					○		
	建築大工	大工工事作業	038	010	18,200	3,100	○					○		
左官	左官作業	041	010	18,200	3,100	○					○			
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業	043	010	18,200	3,100	○					○			
塗装	金属塗装作業	060	030	18,200	3,100	○					○			
フラワー装飾	フラワー装飾作業	119	010	18,200	3,100	○					○			

※学科試験のみ実施

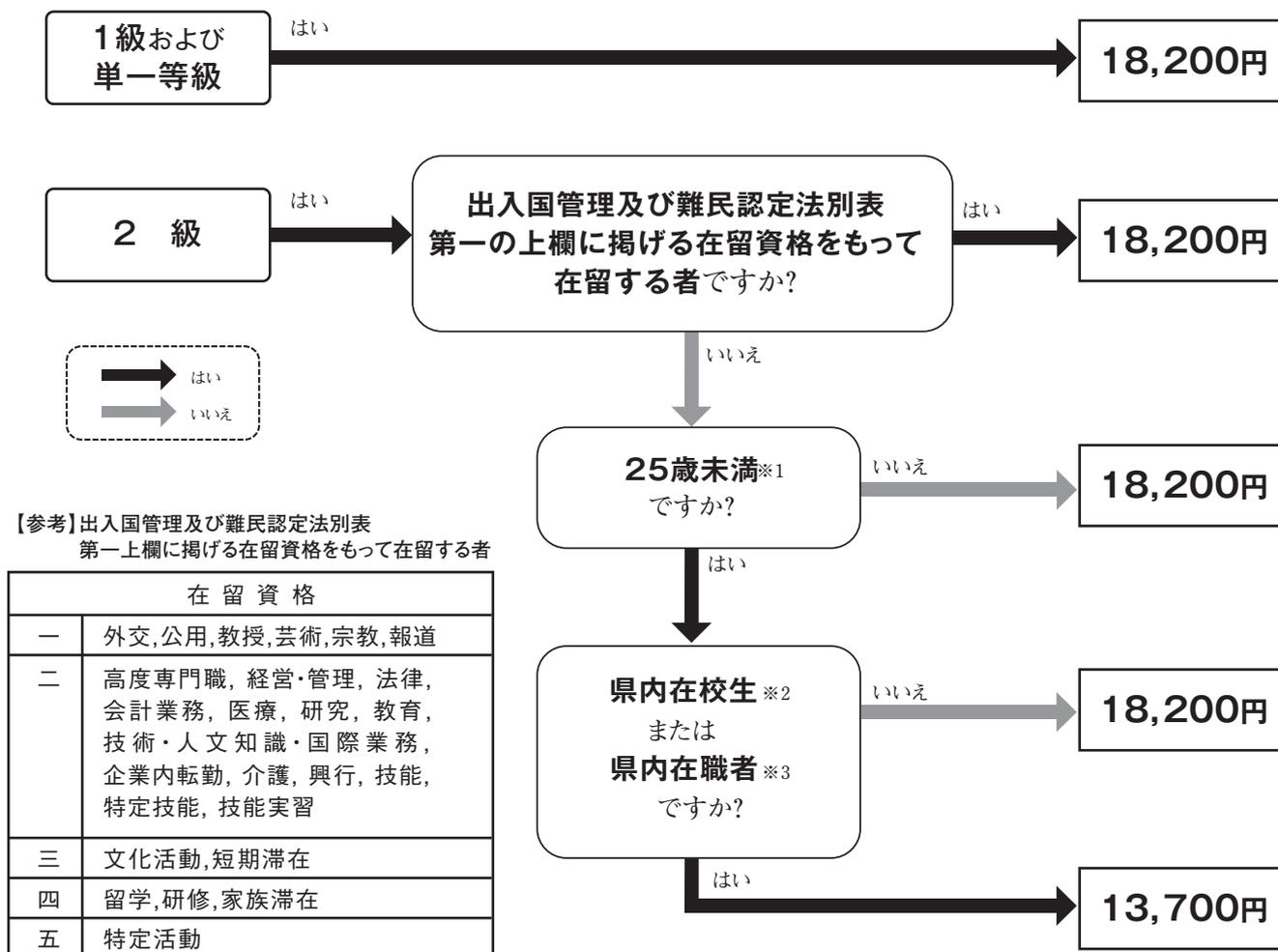
- (注)
- 試験科目を選択する職種を受検しようとする者は、その作業名を必ず申請書に記入してください。
 - 実技試験の受検者数が僅少(下記)の場合は、試験を実施しない場合があります。また、会場及び設備の都合により受検申請を制限せざるを得ない場合があります。詳しくは、当協会検定一課までお問い合わせください。
記)「機械加工関連職種(機械加工[マシニングセンタ作業を除く]、仕上げ、非接触除去加工、切削工具研削)」は原則1社3名未満、「その他の職種の作業」については原則5名未満では実施いたしません。
上記「その他の職種の作業」において5名未満であった場合でも、近隣県で受検者の受け入れが可能な場合は申請を受け付けますので、一度当協会にご相談ください。
一部職種(産業車両整備、とび、路面標示施工)について、実技試験が近隣県での実施となる予定であり、近隣県の受け入れ状況によっては受検申請を制限せざるを得ない場合があります。
 - 機械加工関連職種の実技試験実施期間は、令和8年6月20日(土)から令和8年9月6日(日)の間の土日祝日(お盆期間を除く)です。
 - 学科試験の試験時間は下記のとおりです。
1級、2級、単一等級 ……1時間40分
3級 ……1時間

※3級受検者の実技試験手数料の減額については、5頁のフローチャートをご参照ください。
 なお、受検票でお知らせする試験日程は原則変更することができません。
 ※実技試験の内容(概要)については、当協会ホームページに掲載しておりますので、そちらをご確認ください。

「実技試験」の受検手数料 確認フローチャート

(下記内容は変更となる可能性がございます。変更の際は当協会ホームページにてお知らせします。)

※3級については次頁に記載



※1 25歳未満…令和8年4月1日時点において25歳未満である者。
(誕生日が平成13年4月2日以降の者。)

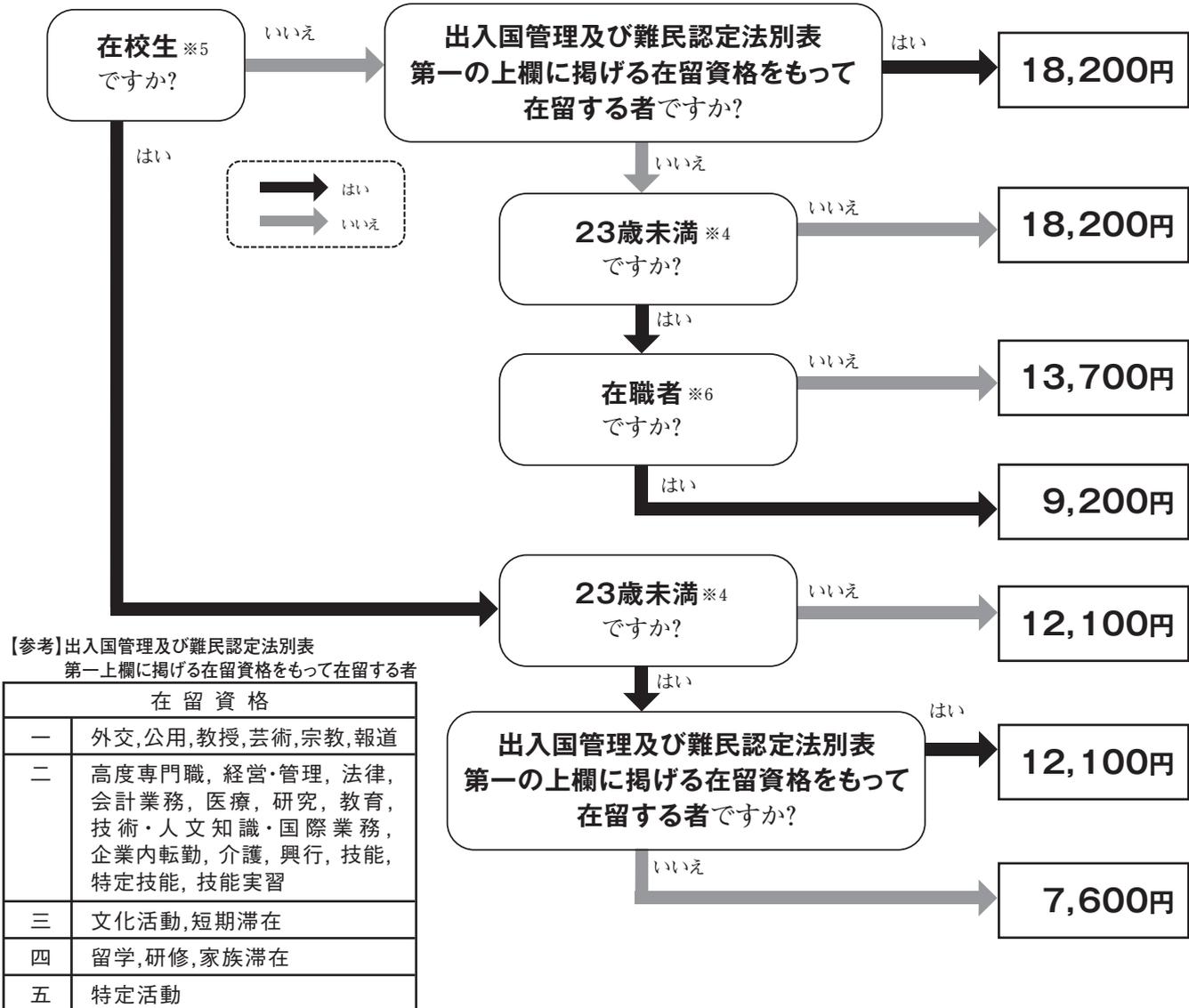
※2 県内在校生…実技試験受検申請日において、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、公共職業能力開発施設等(以下この頁において「学校等」という。)の学生・生徒・訓練生である者(ただし、短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練(いずれも期間が1年に満たない訓練)を受けている者は減額の対象外です。)かつ、岐阜県内に住所を有する又は岐阜県内に所在する学校等に在籍する者。

※3 県内在職者…実技試験受検申請日において、雇用保険法第4条第1項に規定する雇用保険の被保険者である者、(ただし、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者は減額の対象外です。)かつ、岐阜県内に住所を有する又は岐阜県内に所在する事業所に勤務する者。

3 級

(下記内容は変更となる可能性がございます。変更の際は当協会ホームページにてお知らせします。)

※1、2、単一等級については前頁に記載



※4 23歳未満…令和8年4月1日時点において23歳未満である者。
(誕生日が平成15年4月2日以降の者。)

※5 在校生…実技試験受検申請日において、高等学校、高等専門学校、大学、専修学校、公共職業能力開発施設等(以下この頁において「学校等」という。)の学生・生徒・訓練生である者。(ただし、短期課程の普通職業訓練又は専門短期課程若しくは応用短期課程の高度職業訓練(いずれも期間が1年に満たない訓練)を受けている者は減額の対象外です。)

※6 在職者…実技試験受検申請日において、雇用保険法第4条第1項に規定する雇用保険の被保険者である者。(ただし、出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄に掲げる在留資格をもって在留する者は減額の対象外です。)

2 受 検 資 格

受検には、次表の検定職種に関する実務経験が必要です。なお、実務経験とは、検定職種ごとの主要な技能の内容を概ね包含する実務(管理監督、訓練、教育及び研究に関する業務を含む。)の経験及び入職後に当該検定職種に関する訓練又は教育を受けた経験とし、実務の経験年数は受検申請受付期間の最終日で算定します。

[単位:年]

受 検 対 象 者 (※1)	特級	1 級		2 級 (※6)		3 級 (※6)	単一等級
	1 級 合格後	2 級 合格後	3 級 合格後	3 級 合格後	3 級 (※6)		
実 務 経 験 の み		7			2	0 (※7)	3
専 門 高 校 卒 業 (※ 2) 専修学校(大学入学資格付与課程に限る)卒業		6			0	0	1
短大・高専・高校専攻科卒業(※2) 専門職大学前期課程修了 専修学校(大学編入資格付与課程に限る)卒業		5			0	0	0
大学卒業(専門職大学前期課程修了者を除く)(※2) 専修学校(大学院入学資格付与課程に限る)卒業		4			0	0	0
専修学校(※3)又は 各種学校卒業 (厚生労働大臣が指定したものに限る。)	(800h以上)	6	2	4	0	0 (※8)	1
	(1600h以上)	5			0	0 (※8)	1
	(3200h以上)	4			0	0 (※8)	0
短期課程の普通(※4) 職業訓練修了(※9)	5	6			0	0 (※5)	1
普通課程の普通(※4) 職業訓練修了(※9)	(2800h未満)	5			0	0	1
	(2800h以上)	4			0	0	0
専門課程又は特定専門課程の(※4) 高度職業訓練修了(※9)		3	1	2	0	0	0
応用課程又は特定応用課程の(※9) 高度職業訓練修了			1		0	0	0
指導員養成課程の指導員養成訓練修了(※9)			1		0	0	0
職業訓練指導員免許取得			1		-	-	0
高度養成課程の指導員訓練修了(※9)			0		0	0	0

- ※ 1 : 検定職種に関する学科、訓練科又は免許職種に限る。
- ※ 2 : 学校教育法による大学、短期大学又は高等学校と同等以上と認められる外国の学校又は他法令学校を卒業した者並びに独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者は学校教育法に基づくそれぞれのものに準ずる。
- ※ 3 : 大学入学資格付与課程、大学編入資格付与課程及び大学院入学資格付与課程の専修学校を除く。
- ※ 4 : 職業訓練法の一部を改正する法律(昭和53年法律第40号)の施行前に、改正前の職業訓練法に基づく高等訓練課程又は特別高等訓練課程の養成訓練を修了した者は、それぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程の普通職業訓練又は専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなす。また、職業能力開発促進法の一部を改正する法律(平成4年法律第67号)の施行前に、改正前の職業能力開発促進法に基づく専門課程の養成訓練を修了した者は、専門課程の高度職業訓練を修了したものとみなし、改正前の職業能力開発促進法に基づく普通課程の養成訓練又は職業転換課程の能力再開訓練(いずれも800時間以上のものに限る。)を修了した者はそれぞれ改正後の職業能力開発促進法に基づく普通課程又は短期課程の普通職業訓練を修了したものとみなす。
- ※ 5 : 総訓練時間が700時間未満のものを含む。
- ※ 6 : 3級(前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものは除く。)の技能検定については、上記のほか、検定職種に関する学科に在学する者及び検定職種に関する訓練科において職業訓練を受けている者等も受検できる。また、工業高等学校に在学する者等であって、かつ、工業高等学校の教員等による検定職種に係る講習を受講し、当該講習の責任者から技能検定試験受検に際して安全衛生上の問題等がないと判定されたものも受検できる。また、基礎級の技能検定については技能実習生のみが、3級(前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものに限る。)は基礎級(旧基礎1級及び基礎2級を含む)に合格した者のみが、2級(前期又は後期の期間にかかわらず随時実施するものに限る。)は基礎級(旧基礎1級及び基礎2級を含む)及び当該検定職種に係る3級の実技試験に合格した者のみが、受検できる。
- ※ 7 : 検定職種に関し実務の経験を有する者について、受検資格を認めることとする。
- ※ 8 : 当該学校が厚生労働大臣の指定を受けたものであるか否かに関わらず、受検資格を付与する。
- ※ 9 : 職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練又は指導員訓練に準ずる訓練の修了者においても、修了した職業訓練又は指導員訓練の訓練課程に応じ、受検資格を付与する。

3 試験の免除

実技試験又は学科試験の免除を受けることができる者及び免除の範囲は、概ね次のとおりです。

1 技能検定関係(同一の検定職種に限る。)

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備 考
		特級	1級	2級	3級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1 級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2 級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3 級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単一等級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間(当該合格した実技試験が行われた日の翌日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年その日が1月1日から3月31日までの間である場合は、その日の属する年)の3月31日まで)有効

※2：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

2 職業能力開発行政関係(検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。)

対 象 者			技能検定試験の免除の範囲					備 考
			特級	1級	2級	3級	単一等級	
指導員試験合格又は指導員免許取得			—	学科の全部				
応用課程又は特定応用課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	5年	—	学科の全部				
		2年	—	学科の全部				
専門課程又は特定専門課程の高度職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後実務経験年数	4年	—	学科の全部				
		1年	—	—	学科の全部			
			—	—	学科の全部	—		
普通課程の普通職業訓練における技能照査合格	技能照査合格後2年(2800h以上なら1年)の実務経験	—	—	学科の全部				
		—	—	学科の全部	—			
短期課程の普通職業訓練について修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース	—	学科の全部				—	
	2級技能士コース	—	—	学科の全部			—	
	単一等級技能士コース	—	—	—	—	学科の全部		
中央技能検定委員2年以上			—	実技の全部及び学科の全部				※1
都道府県技能検定委員2年以上			—	実技の全部				※1
技能五輪全国大会における技能証			—	実技の全部	—	—	実技の全部	
技能五輪地方予選における技能証			—	—	実技の全部		—	※2
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証	—	—	実技の全部			—	※2
	学科部門の技能証	—	—	学科の全部			—	※2

※1：選択科目のある検定職種の場合には、同一の選択科目に限る。

※2：平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効

3 他法令等関係

対 象 者	技能検定試験の免除の範囲					備 考	
	特級	1級	2級	3級	単一等級		
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者	—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部		
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者	—	建築大工職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部		
東京商工会議所が行う和裁に関する技能検定	1級の技能検定	—	和裁職種に係る実技試験の全部		—	—	
	2級の技能検定	—	—	和裁職種に係る実技試験の全部	—	—	

試験の免除についてご不明な点は、当協会検定一課までお問い合わせください。

◎免除資格及び受検申請にあたっての特例

1 免除資格の特例

(1) 2以上の作業を有する検定職種にあつては、2以上の作業に共通する学科試験を実施しているものがあります。この場合、いずれか1つの作業の学科試験に合格すれば、他の共通試験問題の作業はすべて学科試験が免除になります。

下表において、「学科試験共通作業」の同じ枠内にあるものは、学科試験問題が共通です。

検定職種	学科試験共通作業
機械加工 (特記事項)	普通旋盤作業 数値制御旋盤作業
	フライス盤作業 数値制御フライス盤作業
	平面研削盤作業 数値制御平面研削盤作業 円筒研削盤作業 数値制御円筒研削盤作業 心無し研削盤作業
	ホブ盤作業 数値制御ホブ盤作業
ダイカスト	ホットチャンバダイカスト作業 コールドチャンバダイカスト作業

(特記事項)

平成19年度以前に、数値制御旋盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、マシニングセンタ作業のいずれかの学科試験に合格した場合は、平成20年度以降の受検申請において、当該4作業のすべての学科試験が免除の対象となる。

「検定職種に関する」学校等の科名対応一覧表(一例)

(※個別の科名のご質問については、当協会までお問い合わせください。)

検定職種	学科の例	検定職種	学科の例
園芸装飾	園芸科、フラワーデザイン科、 ガーデニング科	強化プラスチック成形	工業化学科
造園	造園科	石材施工	建築科、土木科
鋳造	や金科、金属工学科、機械科	とび	建築科
金属熱処理	や金科、金属工学科、機械科	左官	建築科
機械加工	機械科	ブロック建築	建築科
非接触除去加工	機械科	タイル張り	建築科
金属プレス加工	機械科	畳製作	なし
建築板金	機械科、建築科	防水施工	建築科
仕上げ	機械科	内装仕上げ施工	建築科
切削工具研削	機械科、木材加工科	サッシ施工	建築科
ダイカスト	や金科、金属工学科、機械科	表装	工芸科
電子機器組立て	電子科、電気科	塗装	建築科、工芸科、塗装科
産業車両整備	機械科	フラワー装飾	園芸科、フラワーデザイン科、 フラワービジネス科
建設機械整備	機械科	路面標示施工	塗装科
家具製作	工芸科	3級機械検査	機械科
建具製作	建築科、工芸科	3級シーケンス制御	電子科、電気科
印刷	印刷科	3級建築大工	建築科、大工科
プラスチック成形	機械科、電気科、工業化学科		

検定職種に相当する「指導員免許」職種

検定職種	免許職種	検定職種	免許職種
園芸装飾	園芸科	強化プラスチック成形	プラスチック製品科
造園	造園科、森林環境保全科	石材施工	石材科
鋳造	鋳造科	とび	とび科
金属熱処理	熱処理科	左官	左官・タイル科
機械加工	機械科	ブロック建築	ブロック建築科
非接触除去加工	機械科	タイル張り	左官・タイル科
金属プレス加工	塑性加工科	畳製作	畳科
建築板金	塑性加工科、建築板金科	防水施工	防水科
仕上げ	機械科	内装仕上げ施工	床仕上げ科、インテリア科
切削工具研削	機械科、製材機械科	サッシ施工	建築科、サッシ・ガラス施工科
ダイカスト	鋳造科	表装	インテリア科、表具科
電子機器組立て	電子科	塗装	塗装科
産業車両整備	該当なし	フラワー装飾	フラワー装飾科
建設機械整備	建設機械科	路面標示施工	該当なし
家具製作	木工科	3級機械検査	機械科
建具製作	木工科	3級シーケンス制御	電気科、メカトロニクス科
印刷	製版・印刷科	3級建築大工	建築科、枠組壁建築科
プラスチック成形	プラスチック製品科		

「シーケンス制御職種」の受検資格等の取り扱いについて

令和5年度より、新たに「シーケンス制御職種」が新設され、それまでの「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」は「電気機器組立て職種」から分離独立し、「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」として新たに設置されました。

職種が別であるため、「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）は、経過措置に定める場合を除き、「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」に合格した者とはみなされません。「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の受検申請をする際は、この取り扱いにご留意ください。

なお、前述の「経過措置」の内容については以下のとおりです。

1、2、3級「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の、片側合格者（実技又は学科試験のみ合格している者）については、同一級の「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の片側合格者とみなされ、合格している方の試験が免除となります。

【Q&A】

Q1. 特級「電気機器組立て職種」の片側合格者は、特級「シーケンス制御職種」の受検において片側の試験が免除となりますか。

A1. 特級については、「経過措置」の対象外であるため、免除は認められません。

Q2. 1級「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）は、その合格後の実務経験5年で特級「シーケンス制御職種」を受検できますか。

A2. 職種が別であるため、受検は認められません。

特級「シーケンス制御職種」を受検するためには、1級「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の合格を得て、その後5年の「シーケンス制御職種」に関する実務経験を経る必要があります。

Q3. 2級「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）が、1級「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の受検資格として、「下位級（2級）の合格を要件とした所定実務経験年数の短縮（2級合格後2年の実務経験で受検）」を利用できますか。

A3. 職種が別であるため、実務経験の短縮は認められません。

下位級合格による実務経験年数の短縮には、同一職種である「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の下位級合格が必要で、その合格日が実務経験年数の起算日となります。

すでに「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）の方で、上記Q2、3のようなケースをお考えの方は、あらかじめ「D申請」を行い、「シーケンス制御職種（シーケンス制御作業）」の合格者（技能士）となつていただく必要があります。

「D申請」は、従前の「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」の合格を、それぞれ実技試験と学科試験の片側合格者とみなし、両方を免除として申請する手続きです。

「D申請」には受検手数料や顔写真は必要ありませんが、受検申請書と「電気機器組立て職種（シーケンス制御作業）」に合格したことがわかる書面の写しを提出いただく必要があります。

不明点がございましたら、当職業能力開発協会 検定一課までお問い合わせください。

4 受検申請の手続き

(1) 受検申請書用紙の交付

申請書用紙は、当職業能力開発協会 検定一課又は関係業種団体(事業所)でお渡します。

(2) 受付期間

令和8年4月6日(月)～令和8年4月17日(金)

受付時間は、平日 9:00～16:00(土曜日・日曜日を除く)

※郵送の場合は、申請受付期間最終日の当日消印有効。

※その他、13頁「4(4) 受検申請書の提出方法」を参照のこと。

(3) 提出書類

ア 技能検定受検申請書(本人確認書類添付(注7)参照) ※本人確認書類は有効期限内のものに限ります。

イ 受検手数料の振込金受取書(受付書)の写し

ウ 実技試験又は学科試験免除資格者は、その資格を証明することのできる書面(写し)

エ 在学証明書

学校・訓練校等に在学中の方が受検する場合は、「在学証明書」を添付してください。

(※必ず申請受付期間内に発行されたものをご提出ください。)

オ 以下の作業を受検する場合は、免許や特別教育修了等の資格が必要です。また、試験当日も必ずご持参ください。

職種(作業)名	等級	該当内容	必要書類
金属プレス加工 (金属プレス作業)	1級 2級	動力プレスの金型取付け等	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書
切削工具研削 (工作機械用切削工具研削作業)	1級 2級	研削といしの取替え	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書
ダイカスト (コールドチャンパダイカスト作業)	1級	玉掛け作業	技能講習受講修了証等の資格証等の写し又は特別教育受講修了証等の写し若しくは自己申告書
		クレーン運転	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書
建設機械整備 (建設機械整備作業)	1級 2級	ガス溶接	ガス溶接作業主任者免許証、ガス溶接技能講習修了証等の写し
内装仕上げ施工 (鋼製下地工事作業)	1級 2級	研削といし(高速といし)の取替え等	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書
サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業)	1級 2級	アーク溶接	特別教育受講修了証等の写し又は自己申告書

※詳しくは当協会ホームページに掲載の「実技試験の概要」をご覧ください。

(注1) 申請書の記入にあたっては、申請書裏面の記入上の注意に従うほか、特に氏名、生年月日及び住所は略字や俗字を使わないで正確に記入してください。受検案内、記載例は当協会HPからもダウンロード可能です。

(注2) 実技試験及び学科試験の免除を受けようとする時は、「試験の免除」欄に所要事項を必ず記入してください。

また、受検申請時、資格事項の記入のない場合又はその資格を証明する書面の添付がない場合は、後日試験の免除資格のあることが判明しても、試験の免除を受けられませんので十分注意してください。

(注3) 申請書に添付する写真はカラー、白黒どちらでも良いですが、鮮明で本人であることがわかるものをご用意ください。

※写真の裏面には「等級」「作業名」「氏名」を記入し、全面に糊付けして貼付してください。

※証明写真もしくは、写真用紙や光沢紙にプリンターで印刷したものを提出してください。(スナップ写真の切り抜きやコピー用紙へ印刷したものの添付は不可とします。)

(注3) 実技試験及び学科試験のどちらかの免除又は両方共免除の方は、その免除される試験区分の写真添付は不要です。

(注4) 受検申請後、住所等の変更があった場合はすみやかに当協会にご連絡願います。

(注5) 原則、受検者1人につき1作業にて受検申請をしてください(受検区分D申請等を除く)。

なお、複数の作業を申請された場合、各実技試験日、学科試験日が重なったとしても受検手数料はお返しできませんので、御承知ください。

(注6) 受検申請の際、学科試験受検希望地を「東濃地区、飛騨地区」を選択された場合でも、当該地区を選択した受検者が僅少の場合、岐阜地区の会場までお越しいただく場合がありますので予めご了承ください。

(注7) 受検申請時に受検手数料の減額の有無にかかわらず、本人確認書類の添付が必須となります。

(本人確認書類の例) 「運転免許証」「生徒手帳」など氏名及び生年月日が記載された公的書類の写し(氏名が申請書の記載と同表記のものに限る)。

※添付がない場合は受検申請を受理できません。

※有効期限内のものに限ります。

(4) 受検申請書の提出方法

申請書は、下記の団体(会社)に所属している方は各団体(会社)へ、その他の方は当職業能力開発協会 検定一課へ提出してください。
 なお、下記の団体(会社)に所属の方及びそちらが提出先となっている職種を受検の方は、各団体(会社)に受付期間をご確認のうえ、個別に指示されるときまとめ締め切り日までに各団体(会社)へご提出ください。

検定職種		団体名	所在地	電話番号
園芸装飾		岐阜県グリーンサービス協会	美濃加茂市加茂野町市橋733-2 (南ピュアグリーン内)	(0574)66-9137
造園		(一社)岐阜県造園緑化協会	岐阜市数田東1-2-2 岐阜県建設会館内	(058)273-3342
鋳造		岐阜県鋳物工業協同組合	岐阜市朝日町6-2	(058)263-9307
金属熱処理		協会会員である団体又は会社		
機械加工		〃		
非接触除去加工		〃		
金属プレス加工		〃		
建築板金		岐阜県板金工業組合	岐阜市江添3-4-13	(058)272-5985
仕上げ		協会会員である団体又は会社		
切削工具研削		〃		
ダイカスト		岐阜県ダイカスト技能検定連絡会	各務原市那加山崎町87-1 中日本ダイカスト工業(株)総務部内	(058)383-7311
電子機器組立て		協会会員である団体又は会社		
産業車両整備		〃		
建設機械整備		〃		
家具製作		岐阜県木工連合会	高山市千島町900-1 飛騨・世界生活文化センター内	(0577)32-2100
建具製作		岐阜県建具技能士会	岐阜市中新町13	(058)266-1768
印刷		岐阜県印刷工業組合	岐阜市菅生2-6-15	(058)295-4831
プラスチック成形	射出成形	岐阜県プラスチック工業組合	各務原市テクノプラザ1-1 テクノプラザものづくり支援センター本館5F	(058)216-6510
	真空成形	協会会員である団体又は会社		
強化プラスチック成形		岐阜県強化プラスチック成形連絡会	安八郡輪之内町藻池新田5149-1 (株)岐阜化成内	(0584)69-3850
石材施工	石張り	全国建築石材工業会東海支部	不破郡関ヶ原町2682 関ヶ原石材(株)内	(0584)43-2700
	石積み	岐阜県花崗岩販売協同組合	中津川市蛭川5286-5	(0573)45-2615
とび		協会会員である団体又は会社		
左官		岐阜県左官業組合連合会	岐阜市加納西山町11-1	(058)215-9201
ブロック建築		東海北陸コンクリートブロック工業組合 岐阜県支所	岐阜市鏡島中2-17-29	(080)3280-1242
タイル張り		岐阜県タイル技工組合	岐阜市長森細畑316-4 足永タイル内	(0584)62-7824
畳製作		岐阜県畳組合	岐阜市芥見中野畑160 松田畳店内	(058)241-2524
防水施工		岐阜県防水業協会	山県市高富1450-1	(090)4851-6100
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 化粧フィルム工事	岐阜県室内装飾事業協同組合	岐阜市六条南2-12-13 ワピンビル102	(058)271-2635
	鋼製下地工事 ボード仕上げ工事	岐阜県建設室内工事業協会	岐阜市南鶉7-63-2	(090)7037-0578
サッシ施工		岐阜県サッシ施工連絡会	羽島郡笠松町田代1080 (株)ムー内	(058)388-2122
表装	壁装	岐阜県表具内装技能士会	可児郡御嵩町中1027-2 金子表具店内	(0574)67-0763
		岐阜県室内装飾事業協同組合	岐阜市六条南2-12-13 ワピンビル102	(058)271-2635
塗装	建築塗装	(一社)日本塗装工業会岐阜県支部	岐阜市数田南1-11-12	(058)215-7660
	金属塗装	協会会員である団体又は会社		
	噴霧塗装	〃		
フラワー装飾		岐阜県フラワー装飾技能検定協議会	各務原市緑苑南1-82	(058)384-7146
路面標示施工		(一社)岐阜県道路交通安全施設業協会	岐阜市数田東1-6-5 松村ビル4階	(058)273-8566
3級機械検査		協会会員である団体又は会社		
3級シーケンス制御		〃		
3級建築大工		岐阜県建築大工技能士会	岐阜市数田南1-7-22 コーワビル3F	(058)272-4883
		全建総連岐阜建設労働組合県本部	岐阜市数田南3-9-5	(058)274-3131

(5) 受検手数料

実技試験及び学科試験の手数料は、受付期間内に下記口座へ銀行振込みし、振込金受取書(受付書)の写しを申請書に添付してください。

○技能検定手数料振込口座 **(※令和6年度より口座番号、名義が変更となりました。)**

金融機関名	預金種目	口座番号	口座名義
ソハラ シテン 十六銀行 蘇原支店	普通	1758793	ギフケンシヨクギョウノリョクカイハツキョウカイ テイキンケンギノウケンテイジュケンテスウリョウ 岐阜県職業能力開発協会 定期試験技能検定受検手数料

(注1) 振込金受取書(受付書)の写しがない場合は、申請を受付けません。

(注2) 試験が免除される者は、手数料を納める必要はありません。

(注3) 申請書を受理した後は、いかなる理由があっても手数料はお返ししませんので、御承知ください。

ただし、以下の場合は受検手数料をお返しいたします。

- ①実技試験又は学科試験が中止となった場合
- ②抽選等で受検者を決定し、選外となった場合
- ③申請内容の不備により申請が受理できない場合
- ④申請期限遅れ等申請手続きの不備により申請が受理できない場合
- ⑤公示していない作業や受検案内の注意事項、当協会ホームページの追加・変更情報等に記載してある受検制限等により申請そのものできない場合
- ⑥過入金や誤入金があった場合

※上記③～⑤の場合は、当協会からの返金振込手続きに必要な振込手数料を差し引いてお返しします。

※上記⑥の場合は振込手数料を差し引いて超過分をお返しします。

(注4) 振込に係る手数料は、受検申請者でご負担ください。

(6) 提出方法

郵便にて申請書等及び受検手数料の振込金受取書(受付書)の写しをご提出ください。

受付締め切り後(4月17日以降)の発送は受理されませんので御注意ください。

(4月17日の消印は有効)

※13頁「4(4)受検申請書の提出方法」を参照のこと。

(7) 受検申請の制限

当該作業の実技試験の受検者が僅少(下記)の場合は、その作業の実技試験を実施しない場合があります。また、会場及び設備の都合により受検申請を制限する場合があります。

記)「機械加工関連職種(機械加工[マシンニングセンタ作業を除く]、仕上げ、非接触除去加工、切削工具研削)」は原則1社3名未満、「その他の職種の作業」については原則5名未満。

上記「その他の職種の作業」において5名未満であった場合でも、近隣県で受検者の受け入れが可能な場合は申請を受け付けますので、一度当協会にご相談ください。

一部職種(産業車両整備、とび、路面標示施工)について、実技試験の近隣県での実施となる予定であり、近隣県の受け入れ状況によっては受検申請を制限せざるを得ない場合があります。

5 合格発表

(1) 技能検定の合格発表

技能検定の合格者は、令和8年10月2日(金) [3級(金属熱処理職種を除く。)職種については令和8年8月28日(金)]に岐阜県知事と岐阜県職業能力開発協会長の連名で郵送により通知します。

※合格通知は、合格発表日に郵便局へ投函。

また、岐阜県労働雇用課ホームページ内で合格者の受検番号を掲載します。

(2) 一部合格通知

実技試験又は学科試験のいずれかのみ合格者には、令和8年10月2日(金) [3級(金属熱処理職種を除く。)職種については令和8年8月28日(金)]に当協会から「一部合格通知書」により本人あてに通知します。

※合格通知は、合格発表日に郵便局へ投函。

この通知書は、今後同一職種(作業)の技能検定を受検する際に、それぞれの試験の免除資格を証明する書面になりますので大切に保管してください。(詳しくは7頁「3 試験の免除」を参照)

(3) 試験結果の提供

受検者本人の試験結果(実技試験と学科試験の得点及び合否判定)の提供については、県庁1階の情報公開・行政相談窓口で行います。(ただし、受検者本人のみに限ります。代理人等に対しては提供しません。)また、試験結果の提供のためには、受検票及び受検者本人であることを確認するもの(マイナンバーカード、運転免許証、旅券等)が必要です。なお、窓口での提供期間は、合格発表後1ヶ月間です。

※技能五輪岐阜県予選参加者本人の得点の提供については当協会にて行います。

※技能検定合格証書の紛失による再発行については、岐阜県労働雇用課までお問い合わせください。

岐阜県商工労働部 労働雇用課 職業能力開発係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 電話(058)272-1111 内線3668

技能五輪岐阜県予選参加案内

技能五輪は、世界各国の青年技能者が職種ごとの技能を競うとともに国際親善を深め、新しい時代にふさわしい産業人となることを目的として実施するものです。

1 参加資格

- (1) 平成15年1月1日以降に生まれた人。(満23歳以下)
- (2) 県内に住所を有する人又は県内に所在する事業所に勤務している人。
- (3) 溶接作業を伴う競技職種に参加する人は、「ガス溶接作業主任者免許証」または、「ガス溶接技能講習修了証」等を所持していること。(当協会ホームページ掲載の「実技試験の概要」等参照のこと)

2 競技実施職種及び参加手数料

競技実施職種及び参加手数料は、次のとおりです。

(参加申込日において県内在職者又は県内在校生(※)である場合は4,500円の減額がございませぬ。)

※県内在職者、県内在校生の定義については、4頁を参照。

競技職種	競技作業名	競技職種コード	競技作業コード	参加手数料		対応する技能検定職種名
				減額対象者	対象者以外	
機械組立て	機械組立仕上げ作業	012	030	13,700	18,200	仕上げ
精密機器組立て	精密器具製作作業	006	240	13,700	18,200	機械加工
旋盤	普通旋盤作業		010	13,700	18,200	機械加工
フライス盤	フライス盤作業		040	13,700	18,200	機械加工
タイル張り	タイル張り作業	044	010	13,700	18,200	タイル張り
電子機器組立て	電子機器組立て作業	015	010	13,700	18,200	電子機器組立て
左官	左官作業	041	010	13,700	18,200	左官
家具	家具手加工作業	124	010	13,700	18,200	家具製作
建具	木製建具手加工作業	125	010	13,700	18,200	建具製作
フラワー装飾	フラワー装飾作業	119	010	13,700	18,200	フラワー装飾
とび	とび作業	040	010	13,700	18,200	とび

3 競技の実施方法

(1) 競技期日及び競技会場

令和8年6月10日(水)から令和8年7月12日(日)(予定、推薦締切日によって変動)までの間において、当協会が別途指定する日に行います。競技会場及び競技日時については、別途「受検票」により参加者あて通知します。参加申請が受理された方で、万一、6月中旬に入っても届かない場合は、当協会に連絡願ひます。

(2) 競技課題

競技課題は、令和8年6月3日(水)に当協会において公表するとともに参加者に送付します。

(実技試験(競技)問題は、一部の職種については公表されませぬ。)

参加申請が受理された方で、万一、6月中旬に入っても届かない場合は、当協会に連絡願ひます。

なお、競技課題は、「2級技能検定実技試験問題」と同様ですから、当協会ホームページに掲載の「実技試験の概要」を参照ください。(検定職種(作業)に対応する競技職種のみ)

4 参加申込みの手続き

(1) 申込期日及び申込手続き

令和8年4月6日(月)から令和8年4月17日(金)までの間です。

申込み手続きについては、技能検定と同様ですから「技能検定受検案内」の12頁「4 受検申請の手続き」を参照ください。

(2) 提出書類等

「技能五輪岐阜県予選参加申込書」(所定の用紙による)

ただし、技能五輪とあわせて2級技能検定を受検する人は、「技能検定受検申請書」により申請してください。

なお、この場合、同申請書の左上の余白に「技能五輪兼」と朱書きしてください。

5 特典

(1) 技能証の付与

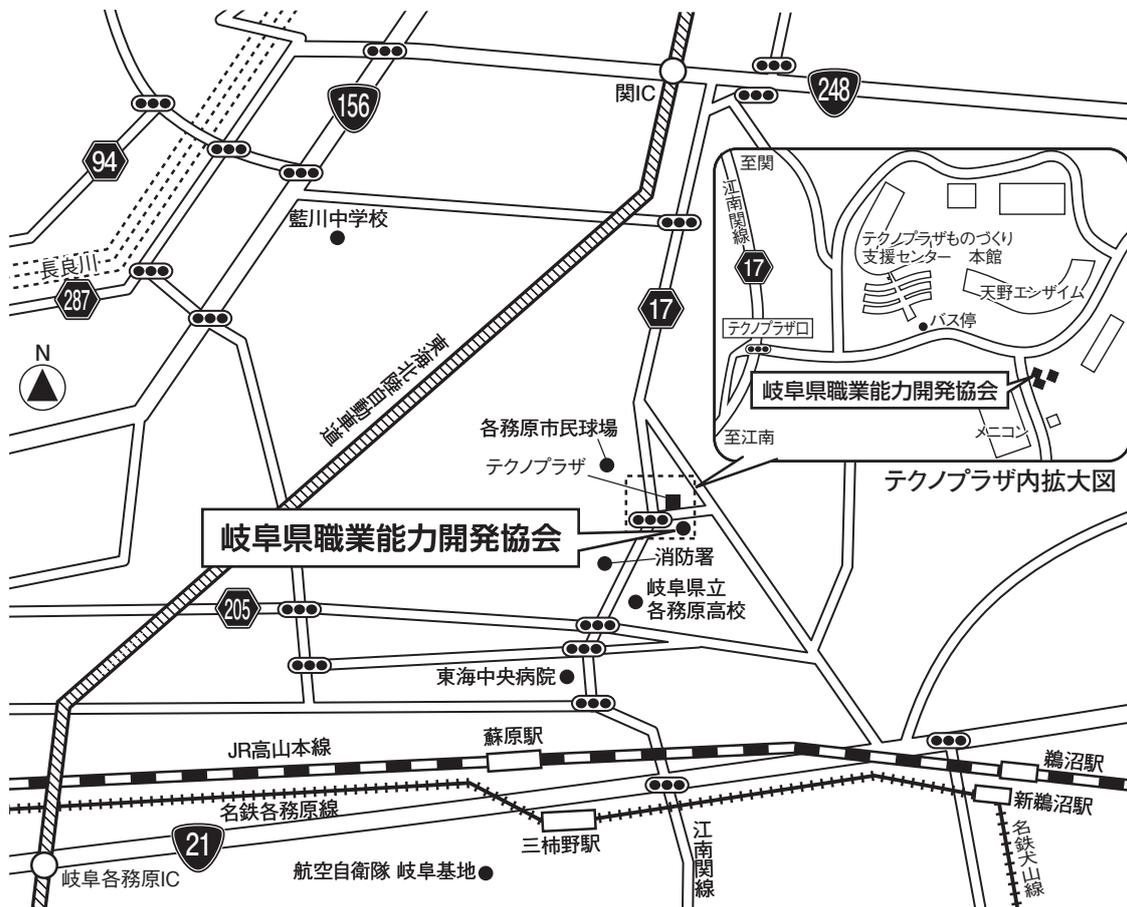
この大会における2級の技能検定に対応する職種において一定の水準以上の成績をおさめた人には「技能証」が交付されます。なお、「技能証」を受けた人は、対応する技能検定職種の2級・3級を受検する際に、その実技試験が免除されます。

(2) 技能五輪全国大会への出場

この大会において優秀な成績を修めた人は、技能五輪全国大会出場の推薦(一部競技は2次予選会への推薦)が受けられます。詳しくは当協会までお尋ねください。

所在地

〒509-0109 各務原市テクノプラザ1丁目18番地



※地図及び駐車場の詳細は当協会ホームページをご覧ください。

この技能検定、技能五輪岐阜県予選は岐阜県及び国からの補助金を受けています。

令和8年3月2日

岐阜県職業能力開発協会